

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)	
								5008	5008280											
z1300010	廃棄物の収集・運搬に係る規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項	事業者が産業廃棄物の処理を委託できる者は、産業廃棄物処理業者等であって、委託する産業廃棄物の処理が事業の範囲内に含まれる者に委託しなければならないこととされている。	c		排出事業者の構内であっても、当該法人以外の者が、業として廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該廃棄物の性状に応じた適切な収集運搬を行う必要があり、当該能力を担保するため廃棄物収集運搬業の許可を取得させることとしているものであるが、同一事業場内であるか否かによって別異に解する必要性は認められない。ただし、これまでも事業場内等の限られた区域内で、当該法人の指揮監督の下当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集等を行う行為については、排出事業者の自ら処理として許可の対象にしていなかったので御留意されたい。		5008	5008280	オリックス㈱	28.1	廃棄物処理法に係る規制緩和		排出事業者がその排出場所の構内で産業廃棄物を自己処理する場合において、構内の移動作業を他者に委託する場合、廃棄物処理施設に廃棄物を投入する等の業務を他者に委託する場合、廃棄物処理施設を排出事業者のために設置・保有するとともに、施設運搬業務を受託する場合、		現状、産業廃棄物処理は規制強化と受入施設の処理能力不足にて外部処理委託費が高騰傾向にあり、排出事業者は自社処分による一次処分（破碎、焼却等による減容処理等）により、委託費を削減（圧縮）させたい意向がある。また、こうしたことは、産業廃棄物処理の促進、効率化の観点からも好ましいものと考えられる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省		
								5008	5008280	オリックス㈱	28.2		これらはいずれも産業廃棄物処理業の許可を要するものであるが、要すると解釈される可能性があるものと思われるが、これらについては許可を要しないものとすることを要望する。		排出事業者は、こうした業務のための施設、人員を手当てすることは本業ではないため、自己の責任での廃棄物処分として業務等をアウトソーシングしたいとするニーズをもっている。そして、こうしたアウトソーシングは廃棄物処理法上、許可業者でなければ受託できないものと解される。しかし、許可業者はこうしたことに対応することはできず、また施設の地域ごとに許可を取得することは現実的でない。		排出事業者は、こうした業務のための施設、人員を手当てすることは本業ではないため、自己の責任での廃棄物処分として業務等をアウトソーシングしたいとするニーズをもっている。そして、こうしたアウトソーシングは廃棄物処理法上、許可業者でなければ受託できないものと解される。しかし、許可業者はこうしたことに対応することはできず、また施設の地域ごとに許可を取得することは現実的でない。		環境省	
								5008	5008280	オリックス㈱	28.3			排出事業者があくまで排出場所構内で自己処理として責任をもって行う場合、これはもともと法が原則的な方法として想定しているものであるから、業務委託を許可業者でないものに委託したとしても不法投棄等といった問題は生じないと考えられる。産業廃棄物処理の自社処理の促進のため、上記の緩和を要望する。		環境省				
								5034	5034460	(社)リース事業協会	46	廃棄物処理法に係る規制緩和		排出事業者がその排出場所の構内で産業廃棄物を自己処理する場合において、構内の移動作業を他者に委託する場合、廃棄物処理施設に廃棄物を投入する等の業務を他者に委託する場合、廃棄物処理施設を排出事業者のために設置・保有するとともに、施設運搬業務を受託する場合、これらはいずれも産業廃棄物処理業の許可を要するものであるが、要すると解釈される可能性があるものと思われるが、これらについては許可を要しないものとすることを要望する。	・廃棄物処理の推進に役立つ。また、アウトソーシングサービスビジネスが創出される。	・現状、産業廃棄物処理は規制強化と受入施設の処理能力不足にて外部処理委託費が高騰傾向にあり、排出事業者は自社処分による一次処分（破碎、焼却等による減容処理等）により、委託費を削減（圧縮）させたい意向がある。また、こうしたことは、産業廃棄物処理の促進、効率化の観点からも好ましいものと考えられる。・排出事業者は、こうした業務のための施設、人員を手当てすることは本業ではないため、自己の責任での廃棄物処分として業務等をアウトソーシングしたいとするニーズをもっている。そして、こうしたアウトソーシングは廃棄物処理法上、許可業者でなければ受託できないものと解される。しかし、許可業者はこうしたことに対応することはできず、また施設の地域ごとに許可を取得することは現実的でない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	(「要望理由」欄より続く) ・排出事業者があくまで排出場所構内で自己処理として責任をもって行う場合、これはもともと法が原則的な方法として想定しているものであるから、業務委託を許可業者でないものに委託したとしても不法投棄等といった問題は生じないと考えられる。・産業廃棄物処理の自社処理の促進のため、上記の緩和を要望する。	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革	規制改革	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								要望管理番号	要望管理番号										要望主体
z1300020	浄化槽の法定検査を行う者の要件緩和	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条	指定検査機関の指定の際には、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならない等の、指定の基準が規定されている。	c		浄化槽の法定検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏水・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スラムの生成状況等の検査や、保守点検及び清掃の記録などを検査する書類検査の結果等も勘案して総合的な見地から判定を行うため、計量法に基づく計量証明の事業の登録の基準を満たすことをもって、浄化槽の適正な検査をすることはできない。 また、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにし、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、また、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、民間法人の業務としてはなじまないものである。		5006	5006020	民間事業者	2	指定検査機関申請の法人は民法第34条による設立以外も「可」とする		浄化槽法第57条第1項、同施行規則第33条第2項1「民法第34条により設立された法人以外は指定しない」と規定されているが事業実態と財政の把握は規則第34条4同5によって担保されている。したがって民法第34条によって設立された公益法人である必要はなく、営利法人であっても可である。	任意団体によって指定検査機関の指定を受け事業展開をしたい。	地理的好条件の施設、大規模施設、公共団体施設等が優先され遠隔地の一般家庭用などは見向きもされない現状を見ると、一県一指定検査機関制度の弊害が生じており、公益法人が大きな障害となっており、任意団体によって指定検査機関の指定を受け事業展開を企図したが公益法人格でなかったため事前協議中に断念。	浄化槽法昭和58年法律第43号第57条1 浄化槽法施行規則第33条2項	環境省	
								5006	5006050	民間事業者	5	「計量法による登録事業所も可」とする	部長通知、課長通知により水質検査の方法が示されているがこの程度の検査方法は計量法の規定による濃度計量証明事業所では簡易なことであり、濃度計量証明事業所も水質検査の入る者とするか、あるいは下水道法に転を見るか、検査の方法のみ定めこれを行う者を特に定めず門戸を開放する。	計量法による濃度計量証明事業を行っているが、浄化槽を管理している業者は浄化槽の水質検査を我々に依頼してくる。浄化槽法第7条、同11条についてのみ指定検査機関の水質検査を受けていることが現状であり、全国の濃度計量証明事業所はなぜ浄化槽の水質検査だけが指定機関でなければならないのか疑問を持ち、いつでも浄化槽の水質検査に対応したいと考えている。	浄化槽検査員認定講習において水質検査に関する講習を4時間受講した者の行う水質検査が浄化槽法において絶対であるがこれと同等以上の検査能力を有しているも法の定める規制に阻まれ事業展開できないし、浄化槽の水質検査は指定検査機関に1極集中し、寡占化のため手数料は高値安定し経済原理が働かず活性化が必要がある。指定検査機関は水質検査の1部を外部へ委託してよいという通知があり、その実施のため地方自治体と法の解釈で質疑を行った経緯もあるが事業拡大には至らなかった。	浄化槽法第7条、同11条 浄化槽法施行規則第4条 厚生省生活衛生局水道環境部長通知昭和60年9月衛環第135号、同第137号 厚生省生活衛生局水道環境部長通知昭和61年3月衛環第41号 浄化槽対策室長通知平成7年6月衛環第35号 水道環境部長通知平成7年6月衛環第33号 計量法第107条2、同法第108条4号、5号	環境省		
z1300030	化審法における届出および審査過程の一本化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	d		対応済		5102	5102680	(社)日本経済団体連合会	68	化審法における届出および審査過程の一本化(1)		化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。		一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。	化審法第3条	厚生労働省 環境省	
								5102	5102690	(社)日本経済団体連合会	69	化審法における届出および審査過程の一本化(2)	共管3省の審議会を合同で行なう等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行なう(平成15年度措置)」とあり、早期実現を期待する。	一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。	化審法第3条	厚生労働省 経済産業省 環境省			
z1300040	下水処理汚泥の有効利用の促進	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、管轄する都道府県知事の許可を受ける必要がある。	c		産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理に伴う生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するため、一定の処理施設については、事前に都道府県知事の許可を受けなければならないこととしており、当該施設の種類の構造基準・維持管理基準がそれぞれ定められている。汚泥の焼却灰については、有害物質が含まれる蓋然性が高く生活環境保全上の問題が懸念されること、収集・運搬の際に飛散するおそれがあること、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が增大する可能性があること等の問題があり、廃棄物処理法の枠外とすることは困難である。		5004	5004010	愛知県名古屋市	1	下水処理汚泥の有効利用の促進		下水処理において発生する汚泥焼却灰の有効利用を促進させ、一層の利用用途の拡大を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)の規制緩和を図る。		汚泥焼却灰の有効利用については、処理委託し有効利用(セメント原料材としての利用等)場合、有効利用製品、材料を有償売却するまでは法の適用を受ける。つまり、有効利用施設であるにもかかわらず廃棄物処理施設としての許可が必要となる。したがって、これらの場合に有効利用が進まないことが多々あるため(廃棄物処理施設の許可取得が困難)、有効利用をすることが明らかであり、かつ環境上、安全上問題がないと判断される場合においては、法の対象外としたい。	廃棄物処理及び清掃に関する法律	環境省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号								
z1300050	浄化槽清掃業者に関する許可制の見直し	浄化槽法第35条 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項)	浄化槽清掃業者を営もうとする者は、当該業を行うとする区域を所管する市町村長の許可を受けなければならない。	c		浄化槽は必要な専門的器具、施設等を用い、また、適切な技術能力をもって適正に清掃されなければ、機能低下や破損を生じる恐れがある。また、清掃により引き抜かれた汚泥やスラム等は廃棄物処理法上の一般廃棄物として一般廃棄物処理計画に従って適正にされなければならない。生活環境の保全及び公衆衛生上大きな問題を生じる。これらのことから、悪質業者を排除し適正な清掃が行われるよう、許可制度によって市町村において申請者の能力等の審査を行うことが必要であり、十分な審査ができない登録制度に変更することは適当でない。なお、浄化槽の清掃は、一般廃棄物の収集運搬や浄化槽の保守点検とは作業の内容が異なるため、浄化槽清掃業者の許可のみをもって即時にこれらの業も営むことが出来るものではない。		5006	5006010	民間事業者	1	[許可]を[登録]に変更	浄化槽法第35条の許可を登録に変更し、特別措置法昭和50年法律第31号の廃止又は正当な法解釈とその運用を求める。	「登録」となれば一般廃棄物(し尿)の収集運搬業と浄化槽の清掃業、浄化槽の保守点検業を即時に展開する。	事業の自由参入を妨げ、既得事業の聖域化を招いている法、通知の撤廃と規制の廃止が必要。登録となれば新規に事業参入者が多数となり、特定団体に席巻・制圧されている業種が開放される。一般廃棄物の収集運搬業と浄化槽の清掃業、浄化槽の保守点検業を展開しようとする市町村長が浄化槽法第65号通知並びに法律第31号特別措置法を根拠に浄化槽法第35条の許可を出さなかった。	浄化槽法第48条 浄化槽法第35条 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知平成3年12月20日衛環第65号 下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する別措置法昭和50年法律第31号	環境省		
z1300060	浄化槽水質指定検査機関の指定に当たっての条件の付与の見直し	浄化槽法第57条第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第56条	都道府県知事は、指定検査機関の指定に際し、その役員を選任又は解任に必要となる条件を付することができる。	c		浄化槽の法定検査は、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、及び、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、その役員を選任、解任に必要となる条件を付す必要がある場合がある。なお、当該条件は、都道府県知事が法定検査の適正な実施のため、必要に応じて、指定検査機関の役員を選任又は解任に必要となる条件を付すことができるという規定を規定しているものであり、具体的な条件の付し方については都道府県知事に委ねられている。		5006	5006030	民間事業者	3	役員を選任・解任条件を削除する	被指定者を指定権者の影響下に置かないため、役員を選任・解任権を指定権者に付与せず、自立させる	許認可権者が当該事業者役員を選任・解任権を保持するなど時代錯誤である	浄化槽法施行規則第34条1	環境省			
z1300070	浄化槽水質指定検査機関の要件の見直し	環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号	指定検査機関の指定に当たって、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有する者等が置かれていることを要件としている。	e		指定検査機関の指定の要件として、環境大臣が指定する浄化槽の検査に関する講習会の課程を修了した者が置かれていることは定められていない。		5006	5006060	民間事業者	6	「都道府県知事の推薦する者」を削除	浄化槽検査員認定講習会の受講要件として「都道府県知事の推薦する者」とあり、この講習会受講は指定検査機関の指定を受けようとする者の欠格要件であるが、都道府県知事が個人に対し推薦状を発行することはない。	浄化槽法による指定検査機関を開設し、お仕着せの現有指定検査機関の行わない地域、規模の浄化槽の法定検査をおこなう。	都道府県知事が講習会を受講する者に推薦状を発行するのは、都道府県職員あるいは関係ある団体に限られ、これら関係先でなければ指定検査機関にならない。	浄化槽法施行規則第33条第1項第5号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知昭和61年5月28日衛環第110号	環境省		
z1300080	アウトソーシング事業者におけるファシリティ管理者選任要件緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項及び第7項、同法施行規則第8条の17	事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業所を設置している事業者は、事業所ごとに特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこととされている。	d		特別管理産業廃棄物の管理責任者については、特別管理産業廃棄物を生ずる事業者で専属で常駐し、廃棄物の管理に対して責任ある対応ができる状況にあれば、必ずしも管理責任者は当該事業所の社員である必要はない。		5009	5009030	ソニー(株)	3	アウトソーシング事業者におけるファシリティ管理者選任要件緩和	ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務受託会社(含む機能分社)の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結、受託会社が資格等を有する社員を指名し、当該事業所に専属で常駐・従事させること-を条件に、ファシリティ業務受託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務受託会社が、当該会社の防災処理を業として請け負う場合には、当該事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	機能分社化、アウトソーシング化における委託側、受託側の共通の目的は効率化もさることながら遵法の精神に則り当該業務における専門性の強化、品質の向上を行うことである。また、分社・委託前は委託会社の機能の一部であったため資格要件も含め委託会社としての必要要件を全て満たす形態となっている。よって、「専属の者」の解釈にて届出が受理されない状態となっている。分社後の企業側には当該専門性を有する機能がなく、仮に再選任するとなると本来業務ではない者に資格を取得させ従事させることとなるため本来業務、安全衛生管理業務とも業務品質が低下することとなる。実態のうやむやでの運用にすべく緩和を要望する。	エネルギー管理者(員)：エネルギーの使用の合理化に関する法律 第7条・第12条の3 高圧ガス保安主任者等：高圧ガス保安法第27条の2～第33条 電気主任技術者：電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条 衛生管理者：労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条 特別管理産業廃棄物管理責任者：廃棄物の処理および清掃に関する法律 第12条の2第6～7項、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則 第8条の17 安全運転管理者：道路交通法 第74条の2 整備管理者：道路運送車両法 第50条 社会保険労務士法 第2条、第27条	経済産業省 厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省	以下要望書と関連します。ソニー(株)-1-3-1、ソニー(株)-2-3-1		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z1300090	公害防止に係わる届出において、重複して提出する届出書類の軽減	大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、水質汚濁防止法	公害防止にかかる規制において、大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、水質汚濁防止法に基づく届出義務がある。都道府県条例において別の届出義務がある場合がある。	C	-	国の法律に基づく規制については、同様な届出について、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法等に基づく届出様式を一本化し、その簡素化を図ってきたところである。 地方自治体等が、地方自治の趣旨から、条例において法律とは異なる上乗せ・横出し規制を行う場合は、当該条例の趣旨からして法律の要求と異なるものであり、法律において届出書類を一元化することはなじまない。		5009	5009110	ソニー㈱	11	公害防止に係わる届出において、重複して提出する届出書類の軽減		公害防止にかかる規制において、大気汚染防止法、振動防止法、騒音防止法、水質汚濁防止法に基づく届出に加え、都道府県条例においての同様の届出義務があり、届出内容が法律の定める書類内容と重複する場合には、届け出書類を、都道府県条例によって義務付けられている書類に一本化していただきたい。		重複する内容の書類作成のために、事業者は多大な労力を要しており、簡素化を図っていただきたい。	・大気汚染防止法第6条第1項、第8条第1項 ・振動規制法 第6条第1項	環境省	
z1300100	下水道法・水質汚濁防止法により義務付けられた書類の重複軽減	水質汚濁防止法第5条、下水道法第12条の3、12条の4	水質汚濁防止法上の特定施設は、施設について人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれがある汚水又は廃液を排出するものとして同法施行令により定められており、同法12条に基づく排水基準の遵守の規定等が適用される。特定施設を設置する際には、同法第5条に基づく届出を各自自治体に行わなければならない。 また、水質汚濁防止法上の特定施設を有する工場及び事業場から、下水を公共下水道に排除する際には、下水道法12条の3に基づく届出を各自自治体に行わなければならない。	C	-	下水道法において届出対象となる下水は、特定施設を設置する工場または事業場から公共下水道に排除される水を指す。一方、水質汚濁防止法における排出水とは、当該工場または事業場から公共用水域に排出される雨水を含む全ての水を指すものであり、雨水のみを排出する排水口にも排水基準の水質汚濁防止法に基づく規定等が適用されている。これは、雨水が排出される場合等、公共下水道に排除されない排出水からも人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれがある汚水又は廃液が排出される場合があるためである。現に公共下水道に排除されない、当該特定施設に係る工程外からの排出水が、水濁法の排水基準を超過した事例もあることから、このような特定施設についても水濁法に基づく管理を適切に行う必要があるため、下水道法に基づく届出が行われていることを理由に、水濁法に基づく届出を免除することは適切ではない。		5009	5009120	ソニー㈱	12	下水道法・水質汚濁防止法により義務付けられた書類の重複軽減		「公共下水」と「雨水の河川放流」の両方の機能を持つ施設を有する場合に、下水道法に係る届出を行った際には、水質汚濁防止法の定める届出を免除していただきたい。		重複する内容の書類作成のために、事業者は多大な労力を要しており、簡素化を図っていただきたい。	・下水道法 第12条の3 第1項、第12条の4 ・水質汚濁防止法 第5条 第1項	環境省	
z1300110	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約」 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」(環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号)	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書 に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書 に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。	C	-	我が国においては、アスベスト又はPCBを含む備品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該備品の処分をも目的の一つとしている場合には、バーゼル条約の対象になるとみなしている。解撤目的の船舶がバーゼル条約の対象となるかについての各国の対応は様々であり、少なくとも、大多数の国は解撤予定船舶を同条約の対象とみなしていない、という事実はない。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書 に掲げる処分作業を行うために輸出される日本船舶のうち、石綿又はPCB等バーゼル条約附属書 に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶であっても、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受けるとにより、輸出が可能となる。危険物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供しているところであり、船内の危険物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続きを行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法に合致しない。 バーゼル法で規制対象となる船舶の解撤目的の輸出にあつては、バーゼル法の手続きを経て適正に行われるようお願いする。	5036	5036060	(社)日本船主協会	6	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止		現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		バーゼル条約の解撤船舶への適用に係る問題については、国連環境計画において検討されている段階であり、大多数の国は解撤予定船舶を同条約の対象とみなしていない。また、現在のバーゼル条約を解撤船舶にあてはめた場合、船舶から構造・設備機器に含まれる有害物質を分離・除去することは船舶の安全運航を脅かすこととなり、実行不可能である。さらに、為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省 経済産業省	添付資料：以下の関係通達 ・「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認に係る周知について」(海造第171号)、 ・「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」(環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号)

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								5050	5050020										
z1300120	温泉利用の許可単位の見直し	温泉法第13条	温泉法第13条では「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、環境省令に定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」とされており、許可の単位は原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされている。			温泉法第13条に基づく温泉利用許可は自治事務であり、その趣旨は、温泉が種々の成分を含有しているため、中には、人体に有害なものも皆無ではなく、また、用法によっては人体に害を与えるものも少なくないことから、温泉の適正な利用を確保するため、公共の浴用又は飲用に供するにあたり、都道府県知事の許可を受けることとしているものである。 上記を受けて、環境省は、許可の単位について、「原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎」であるが、「許可の単位は、各施設毎にそれぞれ個別に検討する必要があるか否かによって決められるものである。」との技術的助言を行っているところであり、これを参考にしつつ、県において適切な運用が図られるものと考えている。		5050	5050020	富山県	2	温泉を利用しようとする際に必要な許可単位については、原則、浴槽単位のところを施設単位でよいものとする。		温泉利用の許可単位は、原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされている一方で、各施設相互間に成分の差異が認められないときには、2以上の施設を一括して許可しても差し支えないとされているが、一括許可には、曖昧な点が多い。施設単位でよいものと明確化を図っていただきたい。(技術的指導といいながら実態は強制的である。)		同一施設に複数の浴槽を有する場合、ほとんど同じ内容でありながらも浴槽分の複数の許可申請が必要となることから、申請者の申請書作成、手数料の負担が大きい。	温泉法第13条	環境省	
z1300130	「産業廃棄物」と「リサイクル貨物」の定義の明確化	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号	産業廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。			産業廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。なお、本件要望において、運搬事業者が運搬先で運搬したものの包装を回収して持ち帰った場合における廃包装紙等については、運送業者が運送事業の実施に伴って排出した廃棄物であり、処理業の許可は不要である。		5073	5073140	(社)日本自動車工業会	14	不要となった、包装材料などを、リサイクル利用するため、回収・船舶輸送する場合、無用な誤解が起きない様、「産業廃棄物」と「リサイクル貨物」の定義などを更に明確化していただきたい。	産業廃棄物の収集は、運搬を業として行おうとする者は当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	静脈物流に於いて、リサイクル利用のため輸送する場合、当局が検査等により「産業廃棄物」と認定される恐れのある貨物は、更なる明確化が望まれる。 (明確化希望物品) ・段ボール ・板紙 ・プラスチックフィルム ・ワタニングペーパー(ソフトシート) ・エアキャップ	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省			
z1300140	建築廃材木くず等の炭化に係る産業廃棄物処理業の許可等の適用除外	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	建築廃材木くず等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物に該当し、廃棄物として法令の規制を受ける。			建設廃材等の木くずは、腐敗性を有し、飛散・流出等によって生活環境保全上の支障を生じさせる可能性があり、現に大量に不法投棄される事案があるなど「捨てた方が得」な不要物であり、薬剤処理木材を選別することをもって産業廃棄物から除外することはできない。なお、貴県においては廃棄物処理施設の設置許可に係る事前調査を制度化しており、周辺住民の同意を求める等廃棄物処理法を上回る規制を行っているものと聞いている。こうした規制は円滑なリサイクルを行うことを困難とする規制と考えられるが、こうした規制を維持しながら、他方では廃棄物処理法の許可取得に係る規制緩和を求めるといふ点について、県内の関係部局間での調整を十分にお図りいただくことが必要ではないかと考える。		5094	5094010	長野県	1	建築廃材木くず等の炭化に係る産業廃棄物処理業の許可等の適用除外	建設端材、解体木材等を炭化炉で炭化し、床下調湿材、土壌改良材、水質浄化材、脱臭剤原料等として有効活用する。	現在、炭化炉については、廃棄物処理法の規制を受けているため、その設置が困難となっていることから、従来の廃棄物処理施設とは区分して位置付け、木質バイオマスのリサイクルの一方式として促進を図りたい。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第4項及び第15条第1項	環境省	健康被害防止や環境保全の観点から、炭化炉の構造基準・維持管理基準(排出基準)の新設のほか、原材料や炭の安全性・品質についての基準、原材料木くずの保管基準、腐敗・悪臭の防止基準等を設ける必要がある。		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号	事項番号							
z1300150	使用過程車対策の抜本的見直し	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 第12条～第14条 大気汚染防止法 第19条	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	C	-	・車種規制の準備期間等については、パブリックコメント等の結果を踏まえ、適切に設けているもの。各府省との連携により、事業者に対する支援措置の充実に努め、今後とも車種規制の円滑な実施に努める。 ・使用の本拠が対策地域外にあるものにまで車種規制を及ぼすことは、過剰規制になり適当でないと考えている。 ・流入車の規制を行うことは、その担保手段となる路上取り締まりの体制整備等が必要であり、対策地域全体に対して国が一律の制度として導入することは困難。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) ・加えて、新車時には規制に適合しているも、自動車の使用中の整備状況によっては排出ガス性状が悪化するのではないかという懸念については、使用過程車の排出ガス性状の劣化等について調査の上、排出ガス性能を良好に維持・確保する方策についても各府省と連携して十分な検討を行うことが必要であるため、直ちに車検時における使用過程車規制を設定することは難しい。	5100	5100080	東京都	8	使用過程車対策の抜本的見直し		・ディーゼル車の使用過程車が大量の排出ガスを排出しているとの認識に鑑み、自動車NOx・PM法の緩和措置を廃止し、速やかに規制を適用するとともに、抜本的な使用過程車対策を早期かつ強力に実施すること。 ・自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とすること。 ・車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定する。		都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で新車のPM規制や使用過程車対策などの抜本的な対策を講じるべきである。	自動車NOx・PM法 大気汚染防止法	環境省	
z1300160	不正軽油対策の見直し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条	不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科とされている(法人によるものは、1億円以下の罰金)。	C		硫酸ビッチの不法投棄は生活環境に与える支障が大きく、また軽油引取税の脱税行為などに伴って発生するものであることから、社会的に大きな問題であることは承知している。しかし、既に不法投棄については十分に重い科刑となっており、その具体的な適用は司法の問題であると考えている。また、硫酸ビッチそのものが他の有害な特別管理産業廃棄物と比較して特に生活環境上の支障が大きいものであるとは断定することはできない。また、仮に特別管理産業廃棄物の不法投棄のみの量刑を重くした場合、実際に違反者の摘発を行う際、当該不法投棄案件が特別管理産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物とを分けて取り扱わなければならないが、迅速な対応に支障を来す恐れがある。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) 環境省としては硫酸ビッチの不法投棄を防止するため、総務省、警察庁、消防庁、資源エネルギー庁と合同の連絡会議を設け、硫酸ビッチの不法投棄問題に関して各府省間の連携強化について協議していくこととしている。	5100	5100090	東京都	9	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化するとともに、硫酸ビッチの不法投棄に対する罰則を強化する。		不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ビッチの不法投棄の問題など、環境悪化を防止するため	地方税法 廃棄物処理法	総務省 経済産業省 環境省	
z1300170	大気汚染に係る微粒子状物質の環境基準の設定	環境基本法 第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質について設定されている。	B		PM2.5の健康影響については、平成11年度から「微粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実に努めるとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国7都市において児童とその両親を追跡調査する大規模な長期疫学調査を実施している。これらの調査を待って、また、内外の知見を総合して環境基準の要否を判断することとしている。	5100	5100100	東京都	10	保健対策の充実		大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微粒子状物質の環境基準にPM2.5の微粒子の環境基準を設定する。		ディーゼル排出微粒子など微粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策を取るため	大気汚染防止法	環境省		

